宮医発第 1832 号
令和 4 年 12 月 23 日

郡 市 医 師 会 長　殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長　佐 藤 和 宏
（公 印 省 略）

医療保険関係通知文の送付について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療保険関係について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、下記の通知文をご送付申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員への周知等、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

・令和４年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて
（日医発第 1767 号　保険）
・厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 34)」の送付について
（日医発第 1781 号　保険）
・医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について
（日医発第 1782 号　保険）
・使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（日医発第 1788 号　保険）

担当：総務部総務課
TEL 022－227－1591
FAX 022－266－1480
E-mail：mma@miyagi.med.or.jp

日医発第1767号（保険）
令和４年１２月１３日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
長　島　公　之
（公印省略）

令和４年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

令和４年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和４年３月４日付け（保305）「令和４年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、基本診療料の施設基準並びにその届出について、厚生労働省保険局医療課より事務連絡がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、令和５年１月１日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて届出漏れが生じないよう取りまとめたものとなっております。また、別紙の届出対象について、令和５年１月18日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものにつきましては、同月１日に遡って算定することが可能であります。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和２年８月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の１（２）に該当する保険医療機関等については、１（２）に該当する前に満たしていた診療実績等に係る要件について、施設基準等を満たしていない場合であっても、直ちに施設基準を取り下げる必要はありませんが、その場合であっても、通知に基づき届出は行う必要がありますのでご留意いただくようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】
令和４年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて
（令和4年12月7日　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）

事　務　連　絡
令和４年 12 月７日

地方厚生（支）局医療課　　御中

厚生労働省保険局医療課

令和４年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料の施設基準等並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和４年３月４日保医発0304第２号）により示しているところであるが、当該通知の「第４　経過措置等」の「１」の表１及び表２に掲げる項目であって、その項目を令和５年１月１日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて、別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、医療機関へ事前の周知を行うなどご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和５年１月18日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月１日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和２年８月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の１（２）に該当する保険医療機関等については、１（２）に該当する前に満たしていた診療実績等に係る要件について、施設基準等を満たしていない場合であっても、直ちに施設基準を取り下げる必要はないことに留意されたい。ただし、その場合であっても、通知に基づき届出は行う必要がある。

令和4年12月31日まで経過措置の施設基準

（別紙）

令和5年1月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

区分	項番	届出対象 （令和4年3月31日において下記施設基準を届出していた保険医療機関）	経過措置に係る要件（概要）	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
入院基本料	1	急性期一般入院料1における重症度、医療・看護必要度の施設基準 注）ただし、令和4年3月31日時点で、許可病床数200床以上400床未満の保険医療機関の急性期一般入院料1の病棟であって、重症度、医療・看護必要度Ⅰを用いて評価を行っている病棟に限る	令和4年3月31日時点で現に急性期一般入院料1を届け出ている病棟（許可病床200床以上400床未満の保険医療機関に限る）については、令和4年12月31日までの間に限り、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いた評価に係る基準を満たしているものとみなす。	急性期一般入院料1における重症度、医療・看護必要度の施設基準	別添7の様式10

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

日医発第 1781 号（保険）
令和 4 年 12 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿
労災保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
長　島　公　之
細　川　秀　一
（公印省略）

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 34）」の送付について

令和４年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和４年３月４日付け（保 305）「令和４年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご案内申し上げているところであります。

今般、濾紙ディスク法による味覚定量検査として薬事承認されている味覚検査用試薬が供給停止となることを踏まえた対応について厚生労働省関係部署より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

三和化学研究所の「テーストディスク」については、「味覚定量検査（濾紙ディスク法）」に使用される唯一の承認品となっておりましたが、本品が供給停止となることを踏まえ、時限的、特例的な対応として、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の示す調整法に基づき調整した味質液を用いた場合においても診療報酬上の算定及び労災認定が可能となる取扱いとなっております。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】
１．疑義解釈資料の送付について（その 34）
（令 4.12.9　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）
２．濾紙ディスク法による味覚定量検査における試薬調製について
（令 4.12.8　事務連絡　厚生労働省　医政局医薬産業振興・医療情報企画課
労働基準局補償課）

事　務　連　絡
令和４年 12 月９日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 34）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和４年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）等により、令和４年４月１日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添）

医科診療報酬点数表関係

【濾紙ディスク法による味覚定量検査】

問１　区分番号「Ｄ２５４電気味覚検査」について、「（２）濾紙ディスク法による味覚定量検査は、電気味覚検査により算定する。」こととされているが、薬事承認されている味覚検査用試薬を用いる場合に加えて、「濾紙ディスク法による味覚定量検査における試薬調製について」（令和４年 12 月８日医政局医薬産業振興・医療情報企画課、労働基準局補償課事務連絡）に示される「濾紙ディスク法による味覚定量検査における味質液の標準的な調製方法」に基づき調製した味質液を用いた場合も算定できるか。

（答）算定可。ただし、濾紙ディスク法による味覚定量検査に用いるものとして薬事承認を得た味覚検査用試薬が安定的に供給されるまでの時限的・特例的な取扱いとする。

事　務　連　絡
令和４年 12 月８日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
厚生労働省労働基準局補償課

濾紙ディスク法による味覚定量検査における試薬調製について

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

濾紙ディスク法による味覚定量検査については、薬事承認されている味覚検査用試薬が供給停止となることを踏まえ、今般、同検査を実施する際の味質液の標準的な調製法等について、関係学会が別添のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、本件について御了知いただくとともに、管内の医療機関に周知いただきますようお願いいたします。なお、濾紙ディスク法による味覚定量検査を本調製法等に基づき行う場合の診療報酬上の取り扱いについては、保険局医療課から発出予定の「疑義解釈資料の送付について」を御参照ください。

また、労災保険制度における味覚脱失等の障害認定に際して行う検査方法である濾紙ディスク法における最高濃度液による検査には、薬事承認済みの味覚検査用試薬を用いた場合に加えて、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の示す調製法に基づき調製した味質液を用いた場合も含まれますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

以上

別添

濾紙ディスク法による味覚定量検査における味質液の標準的な調製方法

（一社）日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会

調剤として下限量の 30ml 作製（50 回相当）の調剤法を示す。
テーストディスク®は 1 容器 5ml であるため、調剤後所定の容器に 5ml ずつ分注する。
1 容器の実施回数の目安は 10 回（6 領域：両側鼓索神経領域、舌咽神経領域、大錐体神経実施として）である。

【調製に必要な原料】

		製造元	製品名
味質原料	甘味液	富士フイルム和光純薬	スクロース　試薬特級 （サッカロース）
	塩味液		塩化ナトリウム　試薬特級
	酸味液		L(＋)－酒石酸　試薬特級
	苦味液		キニーネ塩酸塩二水和物 和光一級（塩酸キニーネ）
その他の原料	味質液調製用水	大塚製薬	大塚蒸留水 日本薬局方注射用水
	添加物 （苦味 Q-5 液に必要）	富士フイルム和光純薬	塩酸　試薬特級

【その他材料】
○孔径 0.2μm の親水性メンブランフィルター（ザルトリウス社・Minisart 0.2μm フィルター　商品番号 S6534 など）

【味質秤量一覧】

味質	液 No.	秤量規定量 (30mL 作製分)
甘味	S-5	24　g
	S-4	6　g
	S-3	3　g
	S-2	750 mg
	S-1	90 mg
塩味	N-5	6　g
	N-4	3　g
	N-3	1.5 g
	N-2	375 mg
	N-1	90 mg
酸味	T-5	2.4 g
	T-4	1.2 g
	T-3	600 mg
	T-2	3mL→30mL※
	T-1	3mL→30mL※
苦味	Q-5	1.2 g
	Q-4	3.75mL→30mL※
	Q-3	6mL→30mL　※
	Q-2	6mL→30mL　※
	Q-1	1.5mL→30mL ※

※　酸味：T-2 液は T-3 液を希釈して作製、T-1 液は T-2 液を希釈して作製。
苦味：Q-1 液、Q-2 液、Q-3 液、Q-4 液はそれぞれ前の段階の溶液を希釈して、作製するため、原料の秤量はない。

【甘味液】

［S-5 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、「90℃程度」に加温し、これにスクロース「24g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液を「25℃程度」に冷却後、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

※90℃の温度は目安である。これより低い温度でも溶解する。充分に加温して、少しずつ原料を加えていくと溶解は早い。

※濃度が高く、液は粘性を持つ。温かい温度の方がろ過しやすい。25℃温度は目安で、温かい温度ほどろ過しやすくなる。

［S-4 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「6 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし、攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

※甘味液で、ここからは加温は不要である。また、ろ過も容易である。

［S-3 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「3 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」し攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

［S-2 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「750 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

［S-1 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「90 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

【塩味液】

［N-5 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「6 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液に、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

［N-4 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「3 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

［N-3 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「1.5 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

［N-2 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「375 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

［N-1 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「90 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし、攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

【酸味液】

［T-5 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに酒石酸「2.4 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液に、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

［T-4 液］

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに酒石酸「1.2 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。
調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

［T-3 液］

50mL ビーカーに注射用水「15mL」を入れ、これに酒石酸「600 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。
調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。

［T-2 液］

酸味液「T-3」液「3 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

［T-1 液］

酸味液「T-2」液「3 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

【苦味液】

［Q-5 液］

50mL ビーカーに注射用水「13mL」を入れ、「30℃程度」に加温した後、キニーネ塩酸塩水和物「1.2 g」を加え、攪拌して溶解する。
溶解液を「25℃程度」にした後、塩酸「36 μL」を加え、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。
調整液を注射筒シリンジに移し、0.2μm フィルターを用いてろ過する。
※それぞれ温度は目安である。
原料は少しずつ（少し加え溶解したことを確認して少しずつ）加えること。
塩酸 36μL は、200μL 用ピペットを用いて秤量、投入する。

［Q-4 液］

苦味液「Q-5」溶液「3.75 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

［Q-3 液］

苦味液「Q-4」溶液「6 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[Q-2 液]

苦味液「Q-3」溶液「6 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[Q-1 液]

苦味液「Q-2」溶液「1.5 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

（別紙 2）

各味質液調製フロー

［甘味液］

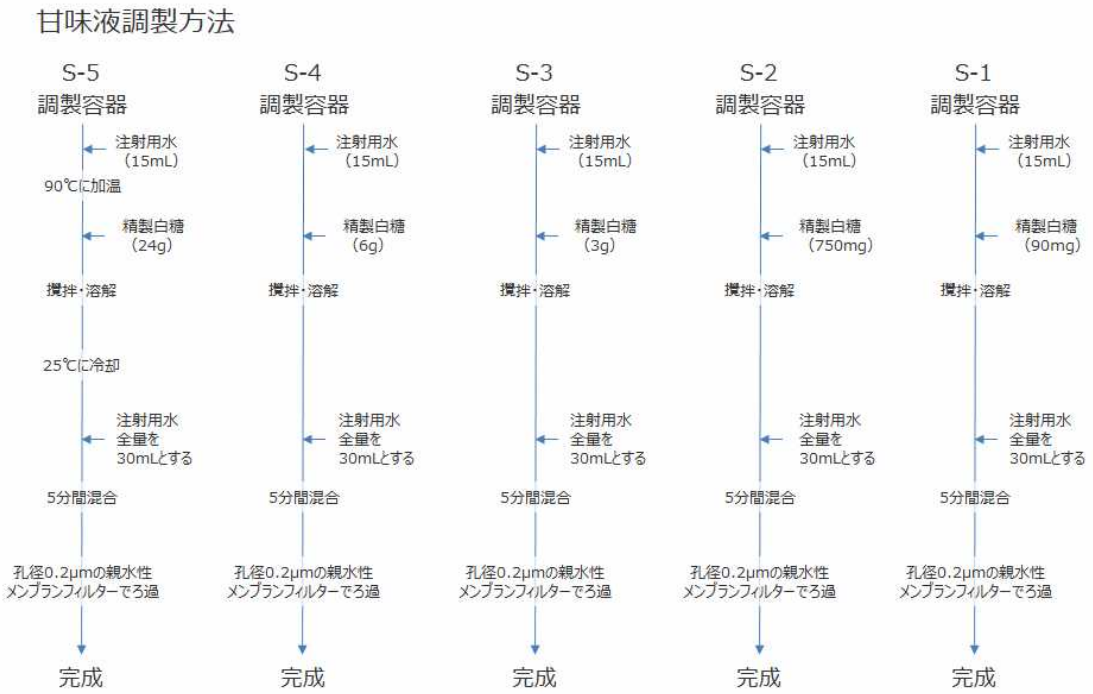

［塩味液］

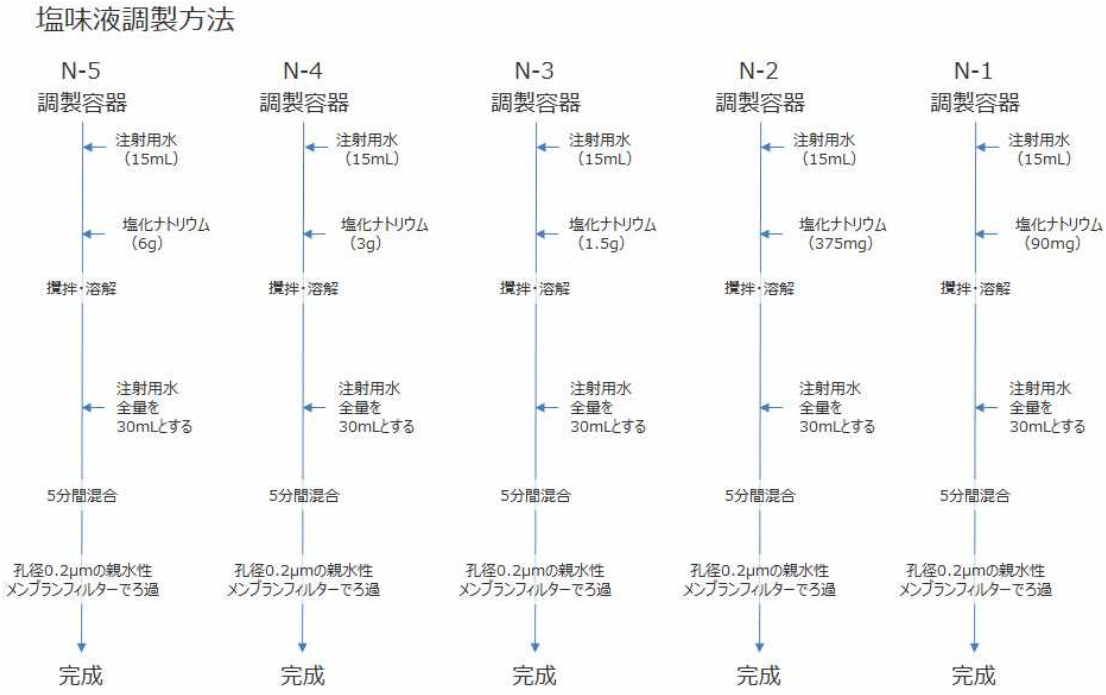

［酸味液］

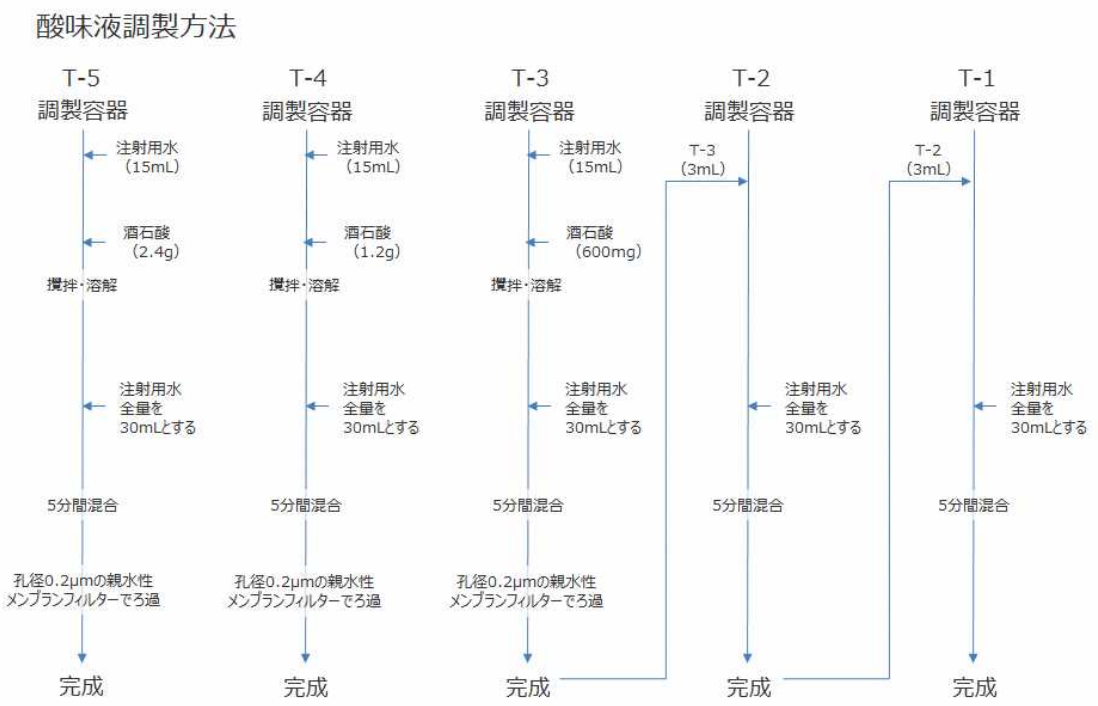
酸味液調製方法
T-5
調製容器
注射用水
（15mL）
酒石酸
（2.4g）
撹拌・溶解
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
孔径0.2μmの親水性
メンブランフィルターでろ過
完成
T-4
調製容器
注射用水
（15mL）
酒石酸
（1.2g）
撹拌・溶解
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
孔径0.2μmの親水性
メンブランフィルターでろ過
完成
T-3
調製容器
注射用水
（15mL）
酒石酸
（600mg）
撹拌・溶解
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
孔径0.2μmの親水性
メンブランフィルターでろ過
完成
T-3
（3mL）
T-2
調製容器
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
完成
T-2
（3mL）
T-1
調製容器
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
完成

［苦味液］

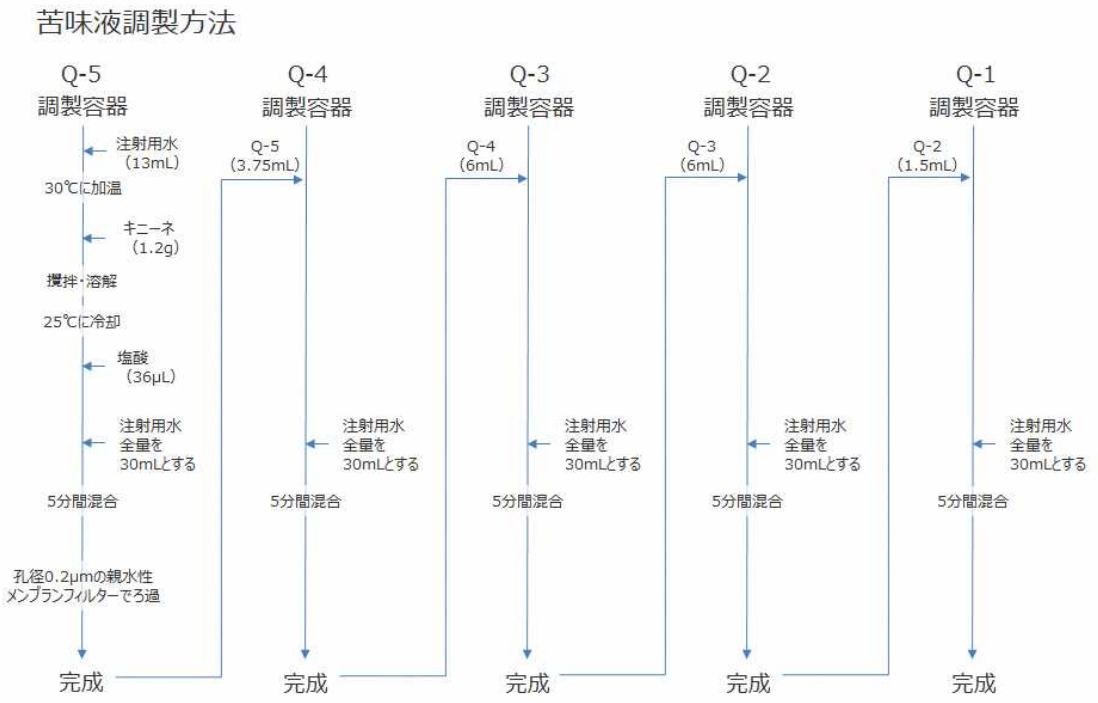
苦味液調製方法
Q-5
調製容器
注射用水
（13mL）
30℃に加温
キニーネ
（1.2g）
撹拌・溶解
25℃に冷却
塩酸
（36μL）
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
孔径0.2μmの親水性
メンブランフィルターでろ過
完成
Q-5
（3.75mL）
Q-4
調製容器
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
完成
Q-4
（6mL）
Q-3
調製容器
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
完成
Q-3
（6mL）
Q-2
調製容器
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
完成
Q-2
（1.5mL）
Q-1
調製容器
注射用水
全量を
30mLとする
5分間混合
完成

日医発第 1782 号（保険）
令和４年１２月１３日

都道府県医師会
　社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
長　島　公　之
（公印省略）

医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について

本年９月に大阪市西成区で生活保護受給者による向精神薬の不正転売事案が発生しました。昨年９月以降の 10 か月間で病院を延べ約 380 回受診し、向精神薬を含む薬剤計約５万３千錠を窓口負担なしで入手し、最も多かった月では 26 病院を計 58 回受診し 6,880 錠を処方されていたものです。

これを受け、厚生労働省社会・援護局保護課から各地方自治体宛に、同じような事案が繰り返し発生しないよう、医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の周知徹底について通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

向精神薬の重複処方については、これまでも福祉事務所において、同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている者の把握や、適正受診指導が実施されておりますが、今回の事案は医療機関や薬局を次々と変えて受診していたため、福祉事務所から医療機関等への注意喚起が十分に行うことができなかったほか、福祉事務所閉庁後に医療券や調剤券を持たずに受診することが多く、医療機関等が予め福祉事務所に医療券などの発行の有無を確認できない状態が多かったという、福祉事務所と医療機関等との連携における課題も見受けられました。

今回の通知では、今後更に、薬剤の総量や頻度が顕著な場合には、適正受診指導や服薬指導・服薬管理を徹底するとともに、改善されない者に対しては必要に応じてより強力な対応も検討するよう各自治体宛に周知徹底することとなりました。

この通知を発出するに当たり、日本医師会として、そもそも医療機関では他院での投与量などを正確に把握することは困難であり、まずは行政がしっ

かりと患者の動向を把握すべきであることを主張しました。また、閉庁後の受診については従前より問題意識を持っているのは医療機関側の方であり、まずは福祉事務所が生活補助受給者に対して日頃から（緊急時を除く）適切な受診方法などの教育を徹底すべきである等の指摘をしたことから、自治体宛文書に反映されております。

貴会会員におかれましては、これまでも、生活保護受給者である患者へ向精神薬を処方する場合には、個々の患者の状況を踏まえて投与日数や投与量に注意を払っていただいているところですが、本件の趣旨に鑑み、各地方自治体の福祉事務所等から生活保護受給者の重複処方に係る照会や適正受診指導等の協力依頼等があった際にはご協力をいただきたく、貴会会員への周知を何卒よろしくお願い申し上げます。

（添付文書）

１．医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について（依頼）（令和４年１２月９日　厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

社援保発 1209 第 2 号
令和４年 12 月 9 日

（公社）日本医師会　会長
（公社）日本薬剤師会　会長
（公社）日本精神科病院協会　会長
（公社）日本精神神経科診療所協会　会長
（公社）全国自治体病院協議会　会長
（一社）日本総合病院精神医学会　理事長
精神医学講座担当者会議　会長
国立精神医療施設長協議会　会長
（公社）日本精神神経学会　会長

厚生労働省社会・援護局保護課長
（　公　印　省　略　）

医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る
取組の徹底について（依頼）

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による医療扶助の実施につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、生活保護受給者が複数の医療機関から大量の向精神薬の処方を受け、それらを転売目的で所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）違反の疑いで逮捕されるという事案が発生したところです。

今回の事案は、国民の最低限度の生活を保障することを目的とする生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす、極めて憂慮すべき事態と考えます。

これまでも、医療扶助における向精神薬の重複処方については、各地方自治体の福祉事務所等が、主治医等の協力をいただきつつ、適正受診に向けた指導等を行ってきました。一方で、今回の事案では、生活保護受給者が、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）を次々と変えて受診していたため、福祉事務所から医療機関等に対して、重複処方についての注意喚起を十分に行うことができなかったほか、福祉事務所閉庁時に医療券及び調剤券を持たずに医療機関等を受診することが多く、医療機関等が予め福祉事務所に医療券及び調剤券の発行の有無を確認できない状態が多かったという課題が見受けられたことから、適正受診指導等を行うに当たって、福祉事務所と医療機関等との連携を十分に図ることが肝要であると考えます。

このため、別添のとおり、各地方自治体宛てに、医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組に当たって、一層の医療機関等との連携等を行うよう周知したところです。

医療機関等におかれましては、これまでも、生活保護受給者である患者に向精神薬を処方する場合には、個々の患者の状況を踏まえ、他の医療機関等からの処方状況を聴取していただいた上で投与日数や投与量に注意を払っていただいているところですが、各地方自治体の福祉事務所等から生活保護受給者の重複処方に係る照会や適正受診指導等に係る協力依頼等があった際には、当該生活保護受給者に対してかかりつけ医の受診を促す等、一層のご協力をいただきますよう、貴会員に周知方お願い申し上げます。

別添

社援保発 1209 第１号
令和４年 12 月９日

各 都道府県 市区町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る
取組の徹底について（依頼）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組については、「生活保護法の医療扶助の適正な運営について」（平成 23 年３月 31 日付け社援保発 0331 第５号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により適正受診指導等が実施されている。

先般、生活保護受給者が複数の医療機関から大量の向精神薬の処方を受け、それらを転売目的で所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）違反の疑いで逮捕されるという事案が発生した。今回の事案は、国民の最低限度の生活を保障することを目的とする生活保護制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であり、厳正な対応が必要である。

これまでも、医療扶助における向精神薬の重複処方については、各福祉事務所等において、主治医等の協力をいただきつつ、適正受診に向けた指導等を行ってきた。一方で、今回の事案では、生活保護受給者が、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）を次々と変えて受診していたため、福祉事務所から医療機関等に対して、重複処方についての注意喚起を十分に行うことができなかったほか、福祉事務所閉庁時に医療券及び調剤券を持たずに医療機関等を受診することが多く、医療機関等が予め福祉事務所に医療券及び調剤券の発行の有無を確認できない状態が多かったという、福祉事務所と医療機関等との連携における課題が見受けられた。

これを踏まえ、医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化について、取組における留意点を以下のとおり示すので、これを踏まえ、改めて適正受診指導等の取組を徹底するよう、管内福祉事務所等に対して周知されたい。

記

向精神薬の重複処方への対応について

（１）向精神薬の処方状況に係る実態把握

福祉事務所は、「生活保護法の医療扶助の適正な運営について」（平成 23 年３月 31 日付け社援保発 0331 第５号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照の上、診療報酬明細書の活用等により、被保護者が同一成分の向精神薬を複数の医療機関等から重複して処方されていないかの確認、及び、向精神薬の処方についてはその実態把握を徹底すること。

（２）医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間における重複処方の確認

福祉事務所は、「生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について」（平成 28 年３月 31 日付け社援保発 0331 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づいて、医療扶助において向精神薬の処方をされている者については、精神通院医療の支給認定の有無や、精神通院医療における向精神薬の処方状況を確認し、不適切な処方であったことが判明した場合については、適正受診指導を行う対応を徹底すること。

（３）適正受診指導等の徹底

福祉事務所は、（１）で把握された被保護者について、嘱託医への協議及び主治医等への確認を行い、不適切と認められた事例について、主治医等への確認や医療機関等と協力し、適正受診指導等の徹底を図ること。その際、以下の点に留意すること。

① 処方されている薬剤の総量や頻度が顕著に多い等の状況を確認した場合は、必要以上の服薬が本人の健康状況へ悪影響を及ぼす可能性があることや、転売等の犯罪行為に繋がり得ることも踏まえ、速やかに嘱託医協議や主治医等への確認を行うこと。

その上で、不適切な服薬状況が確認された場合には、適正受診指導や服薬指導・服薬管理を行うこと。

② ①により被保護者への適正受診指導等を行った上で、それでもなお不適切な重複処方が改善されない場合は、必要に応じ、法第 28 条の規定に基づく検診命令等を行った上で、法第 27 条第１項に基づく指導若しくは指示を行うこと。

なお、これに従わない場合には、福祉事務所は所定の手続を経た上で、法第 62 条第３項に基づき保護の変更、停止又は廃止の処分を検討すること。

③ 医療扶助の給付を委託していない医療機関・薬局での受診や向精神薬

の重複処方を確認した場合、速やかに当該被保護者に対して適正受診を指導することに加え、当該被保護者が受診した医療機関・薬局に対しても当該被保護者への向精神薬の処方に関する注意喚起をすること。合わせて、当該被保護者が受診した際には、かかりつけ医の受診を促すとともに、向精神薬を処方する際には、被保護者から他の医療機関・薬局での処方状況を聴取した上で、投与日数や投与量に注意を払ってもらうよう協力依頼を行うこと。

また、福祉事務所閉庁時の受診が特に多いと認められる場合、速やかにその内容を入念に確認し、適正受診指導を徹底すること。その上で改善が認められない場合は、被保護者に翌開庁日以降の受診を促すなどの協力を、医療機関・薬局に求めること。

④　①及び③の取組の実施に当たっては、嘱託医や薬剤師（本庁又は福祉事務所に配置されている場合）等と連携の上、必要に応じて当該嘱託医や薬剤師に対し家庭訪問や医療機関等への訪問等への同行等の協力を仰ぐこと。

日医発第 1788 号（保険）
令 和 4 年 12 月 14 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 4 年 12 月 8 日付け厚生労働省告示第 352 号及び第 353 号をもって薬価基準及び掲示事項等告示の一部が改正され、同年 12 月 9 日から適用されました。今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。本件につきましては、日本医師会雑誌 2 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

また、薬価基準に収載された後発医薬品の中には、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、令和 4 年 12 月 8 日付け医政産情企発 1208 第 5 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知が示されておりますのであわせてご連絡申し上げます。

記

１．後発医薬品等の薬価基準収載について

（１）薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 66 品目、注射薬 18 品目及び外用薬 2 品目）、及び製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬 12 品目、注射薬 5 品目）が薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載された。

（２）（１）のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

① トルバプタン OD 錠 15mg「オーツカ」、同 OD 錠 7.5mg「KMP」、同 OD 錠 15mg「KMP」、同 OD 錠 7.5mg「サワイ」、同 OD 錠 15mg「サワイ」、同顆粒 1%「サワイ」、同 OD 錠 15mg「DSEP」、同 OD 錠 7.5mg「トーワ」、同 OD 錠 15mg「トーワ」、同 OD 錠 15mg「TE」及び同 OD 錠 15mg「ニプロ」

② エソメプラゾールカプセル 10mg「杏林」、同カプセル 20mg「杏林」、同カプセル 10mg「サワイ」、同カプセル 20mg「サワイ」、同カプセル 10mg「DSEP」、同カプセル 20mg「DSEP」、同カプセル 10mg「トーワ」、同カプセル 20mg「トーワ」、同カプセル 10mg「日新」、同カプセル 20mg「日新」、同カプセル 10mg「ニプロ」、同カプセル 20mg「ニプロ」、同カプセル 10mg「ケミファ」、同カプセル 20mg「ケミファ」、同カプセル 10mg「YD」及び同カプセル 20mg「YD」

③ エスシタロプラム錠 10mg「サワイ」、同錠 20mg「サワイ」、同 OD 錠 10mg「サワイ」、同 OD 錠 20mg「サワイ」、同 OD 錠 10mg「DSEP」、同 OD 錠 20mg「DSEP」、同錠 10mg「タカタ」、同錠 20mg「タカタ」、同錠 10mg「トーワ」、同錠 20mg「トーワ」、同 OD 錠 10mg「トーワ」、同 OD 錠 20mg「トーワ」、同錠 10mg「日医工」、同錠 20mg「日医工」、同錠 10mg「ニプロ」、同錠 20mg「ニプロ」、同錠 10mg「JG」、同錠 20mg「JG」、同錠 10mg「VTRS」、同錠 20mg「VTRS」、同錠 10mg「明治」及び同錠 20mg「明治」

④ ダプトマイシン静注用 350mg「サワイ」

２．掲示事項等告示の一部改正について

（１）医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 6 品目、注射薬 3 品目）について、掲示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、経過措置品目（使用期限：令和 5 年 3 月 31 日限り）とされた。

（２）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 12 品目、注射薬 5 品目）について、薬価基準の別表に収載されている医薬品は掲示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、経過措置品目（使用期限：令和 5 年 3 月 31 日限り）とされた。

３．関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 7 号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

（１）添付資料 2（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 4 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号、以下「改正通知」という）の［別添 1］に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 1 に加え、令和 4 年 12 月 9 日から適用すること。

（２）添付資料 2（「改正通知」）の［別添 2］に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 2 に加え、令和 4 年 12 月 9 日から適用すること（別紙 2 に掲載された既収載品目（局　アロプリノール錠 50mg「VTRS」）を、診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目としたことによる改正）。

（３）添付資料 2（「改正通知」）の［別添 3］に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 3 に加え、令和 4 年 12 月 9 日から適用すること（今回の薬価基準改正により初めて後発医薬品が収載された先発医薬品（エディロール錠 0.5μg 等）を加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」としたことによる改正）。

（４）添付資料 2（「改正通知」）の［別添 4］に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 3 に加え、令和 5 年 1 月 1 日から適用すること（今回の薬価基準改正により初めて後発医薬品が収載された先発医薬品（レクサプロ錠 10mg 等）を診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」としたことによる改正）。

〔参考〕後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{※後発医薬品の数量シェア（置換え率）} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量}}$$

※ 今回の薬価基準改正により初めて後発医薬品が収載された先発医薬品等は、今後「後発医薬品のある先発医薬品」とされ、上記算出方法の分母に組み込まれることになるが、その際、置き換える後発医薬品が実際に流通していなければ分母のみが増え、加算等の要件とされている後発医薬品の数量シェア（置換え率）を満たせなくなるおそれがある。そこで、置き換える後発医薬品が流通するのに必要な期間等を踏まえ、上記「３.関係通知の一部改正について」の（４）に示されている猶予期間（令和 5 年 1 月 1 日）が設けられた。

（添付資料）

１．官報（令和 4 年 12 月 8 日 号外第 261 号 抜粋）
　・厚生労働省告示第 352 号、第 353 号

２．使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 4 年 12 月 8 日付け 保医発 1208 第 1 号　厚生労働省保険局医療課長）

３．令和 4 年 12 月 8 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
（令和 4 年 12 月 8 日付け 医政産情企発 1208 第 5 号　厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）

添付資料1

27	削除	
［28～73　略］		
［２～４　略］		

27	(1)　栃木県小山市本郷町３－５－12　(109.50) (2)　栃木県小山市天神町２－７－７　(70.40)	北緯36度19分05秒東経139度48分28秒の地点と北緯36度18分32秒東経139度48分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［28～73　同左］		
［２～４　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十四　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～４　略］		
5	削除	
［６～26　略］		
［２～４　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～４　同左］		
5	(1)　山梨県韮崎市旭町上條北割字甘利山１－31　(1595.20) (2)　山梨県甲斐市下今井488　(329.00)	北緯35度41分22秒東経138度22分52秒の地点と北緯35度41分06秒東経138度29分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［６～26　同左］		
［２～４　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第三百五十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十二月九日から適用する。

令和四年十二月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 第１部～第10部　（略） 第11部　追　補　(7) 内　用　薬 品　名　規　格　単　位　薬　価 円 （あ） ㊞　アロプリノール錠50mg「ＶＴＲＳ」　50mg１錠　10.10	別表 第１部～第10部　（略） （新設）

（い）		
イグラチモド錠25mg「あゆみ」	25mg１錠	56.10
イグラチモド錠25mg「ケミファ」	25mg１錠	56.10
㊞ イルアミクス配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	１錠	31.20
㊞ イルアミクス配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	１錠	27.00
（え）		
エスシタロプラムＯＤ錠10mg「サワイ」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラムＯＤ錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラムＯＤ錠10mg「トーワ」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラムＯＤ錠20mg「サワイ」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラムＯＤ錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラムＯＤ錠20mg「トーワ」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラム錠10mg「サワイ」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラム錠10mg「ＪＧ」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラム錠10mg「タカタ」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラム錠10mg「トーワ」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラム錠10mg「日医工」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラム錠10mg「ニプロ」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラム錠10mg「ＶＴＲＳ」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラム錠10mg「明治」	10mg１錠	72.20
エスシタロプラム錠20mg「サワイ」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラム錠20mg「ＪＧ」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラム錠20mg「タカタ」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラム錠20mg「トーワ」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラム錠20mg「日医工」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラム錠20mg「ニプロ」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラム錠20mg「ＶＴＲＳ」	20mg１錠	107.60
エスシタロプラム錠20mg「明治」	20mg１錠	107.60
エソメプラゾールカプセル10mg「杏林（きょう）」	10mg１カプセル	26.80
エソメプラゾールカプセル10mg「ケミファ」	10mg１カプセル	26.80
エソメプラゾールカプセル10mg「サワイ」	10mg１カプセル	26.80
エソメプラゾールカプセル10mg「ＤＳＥＰ」	10mg１カプセル	26.80
エソメプラゾールカプセル10mg「トーワ」	10mg１カプセル	26.80
エソメプラゾールカプセル10mg「日新」	10mg１カプセル	26.80
エソメプラゾールカプセル10mg「ニプロ」	10mg１カプセル	26.80
エソメプラゾールカプセル10mg「ＹＤ」	10mg１カプセル	26.80

エソメプラゾールカプセル20mg「杏林」	20mg１カプセル	46.60
エソメプラゾールカプセル20mg「ケミファ」	20mg１カプセル	46.60
エソメプラゾールカプセル20mg「サワイ」	20mg１カプセル	46.60
エソメプラゾールカプセル20mg「ＤＳＥＰ」	20mg１カプセル	46.60
エソメプラゾールカプセル20mg「トーワ」	20mg１カプセル	46.60
エソメプラゾールカプセル20mg「日新」	20mg１カプセル	46.60
エソメプラゾールカプセル20mg「ニプロ」	20mg１カプセル	46.60
エソメプラゾールカプセル20mg「ＹＤ」	20mg１カプセル	46.60
局　エチゾラム錠１mg「ＮＩＧ」	１mg１錠	9.80
エディロール錠0.5μg	0.5μg１錠	40.30
エディロール錠0.75μg	0.75μg１錠	56.90
（お）		
オロパタジン塩酸塩ＯＤ錠５mg「ＮＩＧ」	５mg１錠	10.50
（せ）		
局　セファクロル細粒小児用10％「ＳＷ」	100mg１ｇ	44.30
局　セフジニル細粒小児用10％「ＳＷ」	100mg１ｇ	47.70
（つ）		
ツートラム錠25mg	25mg１錠	33.30
（て）		
局　テモカプリル塩酸塩錠１mg「フェルゼン」	１mg１錠	13.80
局　テルチア配合錠ＡＰ「ＮＩＧ」	１錠	31.60
局　テルチア配合錠ＢＰ「ＮＩＧ」	１錠	45.10
（と）		
トルバプタンＯＤ錠7.5mg「ＫＭＰ」	7.5mg１錠	491.60
トルバプタンＯＤ錠7.5mg「サワイ」	7.5mg１錠	491.60
トルバプタンＯＤ錠7.5mg「トーワ」	7.5mg１錠	491.60
トルバプタンＯＤ錠15mg「オーツカ」	15mg１錠	747.80
トルバプタンＯＤ錠15mg「ＫＭＰ」	15mg１錠	747.80
トルバプタンＯＤ錠15mg「サワイ」	15mg１錠	747.80
トルバプタンＯＤ錠15mg「ＴＥ」	15mg１錠	747.80
トルバプタンＯＤ錠15mg「ＤＳＥＰ」	15mg１錠	747.80
トルバプタンＯＤ錠15mg「トーワ」	15mg１錠	747.80
トルバプタンＯＤ錠15mg「ニプロ」	15mg１錠	747.80
トルバプタン顆粒１％「サワイ」	１％１ｇ	743.70
（は）		
局　バルヒディオ配合錠ＥＸ「ＮＩＧ」	１錠	29.40
局　バルヒディオ配合錠ＭＤ「ＮＩＧ」	１錠	28.80
バンコマイシン塩酸塩散0.5g「ＮＩＧ」	500mg１瓶	909.60

（ひ）		
ビオフェルミン散剤	１ｇ	6.30
（ふ）		
局　プラバスタチンNa錠10mg「ＮＩＧ」	10mg１錠	19.30
（ほ）		
局　ボリコナゾール錠50mg「ＮＩＧ」	50mg１錠	205.80
局　ボリコナゾール錠200mg「ＮＩＧ」	200mg１錠	655.50
（め）		
局　メサラジン徐放錠250mg「トーワ」	250mg１錠	18.00
局　メサラジン徐放錠500mg「トーワ」	500mg１錠	32.60
（ら）		
ラメルテオン錠８mg「杏林（きょう）」	８mg１錠	27.90
ラメルテオン錠８mg「サワイ」	８mg１錠	27.90
ラメルテオン錠８mg「ＪＧ」	８mg１錠	27.90
ラメルテオン錠８mg「トーワ」	８mg１錠	27.90
ラメルテオン錠８mg「日新」	８mg１錠	27.90

注　射　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（い）		
イバンドロン酸静注１mgシリンジ「ＨＫ」	１mg１mL１筒	1,947
イバンドロン酸静注１mgシリンジ「サワイ」	１mg１mL１筒	1,947
イバンドロン酸静注１mgシリンジ「トーワ」	１mg１mL１筒	1,947
イバンドロン酸静注１mgシリンジ「ＶＴＲＳ」	１mg１mL１筒	1,947
（お）		
局　オザグレルNa点滴静注20mgシリンジ「ＮＩＧ」	20mg0.5mL１筒	343
局　オザグレルNa点滴静注40mgシリンジ「ＮＩＧ」	40mg１mL１筒	635
局　オザグレルNa点滴静注80mgシリンジ「ＮＩＧ」	80mg２mL１筒	1,358
（た）		
ダプトマイシン静注用350mg「サワイ」	350mg１瓶	4,993
（の）		
ノイトロジン注50μg	50μg１瓶	2,931
ノイトロジン注100μg	100μg１瓶	5,145
ノイトロジン注250μg	250μg１瓶	12,465
（は）		
ハーセプチン注射用60	60mg１瓶	15,028
ハーセプチン注射用150	150mg１瓶	34,608
（ひ）		
ピシバニール注射用１ＫＥ	１ＫＥ１瓶	6,069
ピシバニール注射用５ＫＥ	５ＫＥ１瓶	13,207

局　ピペラシリンNa注射用１ｇ「ＮＩＧ」	１ｇ１瓶	338
局　ピペラシリンNa注射用２ｇ「ＮＩＧ」	２ｇ１瓶	592
（ふ）		
フルマゼニル静注液0.5mg「ＳＷ」	0.5mg５mL１管	1,144
（へ）		
麻　ペチロルファン配合注ＨＤ	１mL１管	350
麻　ペチロルファン配合注ＬＤ	１mL１管	349
ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg／１mL「ファイザー」	25mg１mL１瓶	12,565
ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg／４mL「ファイザー」	100mg４mL１瓶	41,356
（り）		
リクラスト点滴静注液５mg	５mg100mL１袋	36,045

外　用　薬

品　名	規格単位	薬価 円
（る）		
ルリコナゾールクリーム１％「イワキ」	１％１ｇ	18.10
ルリコナゾール軟膏（こう）１％「イワキ」	１％１ｇ	18.10

○厚生労働省告示第三百五十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十二月九日から適用する。

令和四年十二月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第２ 第１部～第８部　（略） 第９部　追　補　⑹ 内　用　薬 品　名　規格単位 （あ） 局　アロプリノール錠50mg「ファイザー」　50mg１錠 （い） 局　イルアミクス配合錠ＨＤ「武田テバ」　１錠 局　イルアミクス配合錠ＬＤ「武田テバ」　１錠 （え） 局　エチゾラム錠１mg「武田テバ」　１mg１錠	別表第２ 第１部～第８部　（略） （新設）

（お）

オロパタジン塩酸塩ＯＤ錠５mg「テバ」	５mg１錠

（せ）

局　セファクロル細粒小児用10％「サワイ」	100mg１ｇ
局　セフジニル細粒小児用10％「サワイ」	100mg１ｇ

（て）

局　テモカプリル塩酸塩錠１mg「タカタ」	１mg１錠
局　テルチア配合錠ＡＰ「武田テバ」	１錠
局　テルチア配合錠ＢＰ「武田テバ」	１錠

（は）

局　バルヒディオ配合錠ＥＸ「テバ」	１錠
局　バルヒディオ配合錠ＭＤ「テバ」	１錠
バンコマイシン塩酸塩散0.5ｇ「タイヨー」	500mg１瓶

（ふ）

局　プラバスタチンNa錠10mg「テバ」	10mg１錠

（ほ）

局　ボリコナゾール錠50mg「武田テバ」	50mg１錠
局　ボリコナゾール錠200mg「武田テバ」	200mg１錠

（め）

局　メサラジン錠250mg「トーワ」	250mg１錠
局　メサラジン錠500mg「トーワ」	500mg１錠

注　射　薬

品　名	規　格　単　位
（お）	
局　オザグレルNa点滴静注20mgシリンジ「武田テバ」	20mg0.5mL１筒
局　オザグレルNa点滴静注40mgシリンジ「武田テバ」	40mg１mL１筒
局　オザグレルNa点滴静注80mgシリンジ「武田テバ」	80mg２mL１筒
（し）	
麻　弱ペチロルファン注射液	１mL１管
（ひ）	
局　ピペラシリンNa注射用１ｇ「テバ」	１ｇ１瓶
局　ピペラシリンNa注射用２ｇ「テバ」	２ｇ１瓶
（ふ）	
フルマゼニル静注液0.5mg「サワイ」	0.5mg５mL１管
（へ）	
麻　ペチロルファン注射液	１mL１管

保医発１２０８第１号
令和４年１２月８日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が令和４年厚生労働省告示第352号及び令和４年厚生労働省告示353号をもって改正され、令和４年12月９日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

１　薬価基準の一部改正について

（１）　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 66 品目、注射薬 18 品目及び外用薬２品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（２）　製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬 12 品目及び注射薬５品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（３）　（１）及び（２）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	８，０２３	３，６６２	２，１１１	２６	１３，８２２

２　掲示事項等告示の一部改正について

（１）　医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬６品目及び注射薬３品目）について、掲示事項等告示の別表第２に収載することにより、令和５年４月１日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。

（２）　製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 12 品目及び注射薬５品目）について、薬価基準の別表に収載されている医薬品は掲示事項等告示の別表第２に収載することにより、令和５年４月１日以降、使用医薬品から除外するものであること。

（３）　（１）及び（２）により掲示事項等告示の別表第２に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	４４９	１９５	８５	０	７２９

３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

（１）　トルバプタン OD 錠 15mg「オーツカ」、同 OD 錠 7.5mg「KMP」、同 OD 錠 15mg「KMP」、同 OD 錠 7.5mg「サワイ」、同 OD 錠 15mg「サワイ」、同顆粒 1%「サワイ」、同 OD 錠 15mg「DSEP」、同 OD 錠 7.5mg「トーワ」、同 OD 錠 15mg「トーワ」、同 OD 錠 15mg「TE」及び同 OD 錠 15mg「ニプロ」

本製剤の警告において、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による浸透圧性脱髄症候群を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

（２）　エソメプラゾールカプセル 10mg「杏林」、同カプセル 20mg「杏林」、同カプセル 10mg「サワイ」、同カプセル 20mg「サワイ」、同カプセル 10mg「DSEP」、同カプセル 20mg「DSEP」、同カプセル 10mg「トーワ」、同カプセル 20mg「トーワ」、同カプセル 10mg「日新」、同カプセル 20mg「日新」、同カプセル 10mg「ニプロ」、同カプセル 20mg「ニプロ」、同カプセル 10mg「ケミファ」、同カプセル 20mg「ケミファ」、

同カプセル 10mg「YD」及び同カプセル 20mg「YD」

本製剤は、使用期間が、胃潰瘍、吻合部潰瘍、逆流性食道炎（再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法を除く。）においては、通常８週間まで、十二指腸潰瘍においては、通常６週間まで、非びらん性胃食道逆流症においては、通常４週間までと限定されていることから、使用に当たっては十分留意すること。

（３） エスシタロプラム錠 10mg「サワイ」、同錠 20mg「サワイ」、同 OD 錠 10mg「サワイ」、同 OD 錠 20mg「サワイ」、同 OD 錠 10mg「DSEP」、同 OD 錠 20mg「DSEP」、同錠 10mg「タカタ」、同錠 20mg「タカタ」、同錠 10mg「トーワ」、同錠 20mg「トーワ」、同 OD 錠 10mg「トーワ」、同 OD 錠 20mg「トーワ」、同錠 10mg「日医工」、同錠 20mg「日医工」、同錠 10mg「ニプロ」、同錠 20mg「ニプロ」、同錠 10mg「JG」、同錠 20mg「JG」、同錠 10mg「VTRS」、同錠 20mg「VTRS」、同錠 10mg「明治」及び同錠 20mg「明治」

本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「肝機能障害患者、高齢者、遺伝的に CYP2C19 の活性が欠損していることが判明している患者（Poor Metabolizer）では、本剤の血中濃度が上昇し、QT 延長等の副作用が発現しやすいおそれがあるため、10mg を上限とすることが望ましい。また、投与に際しては患者の状態を注意深く観察し、慎重に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

（４） ダプトマイシン静注用 350mg「サワイ」

本製剤の効能又は効果に関連する注意に「本剤は肺炎に使用しないこと。本剤は肺サーファクタントに結合し、不活性化される。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

４ 関係通知等の一部改正について

（１） 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第７号）を以下のとおり改正する。

① 別紙１に別添１に掲げる医薬品を、別紙２に別添２に掲げる医薬品を、別紙３に別添３に掲げる医薬品を加え、令和４年 12 月９日から適用すること。

② 別紙３に別添４に掲げる医薬品を加え、令和５年１月１日から適用すること。

［別添１］

別紙1　診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和4年12月９日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1179025F2324	エチゾラム	１ｍｇ１錠	局　エチゾラム錠１ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	9.80
内用薬	1179054F1030	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	72.20
内用薬	1179054F1049	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	マイランＥＰＤ	72.20
内用薬	1179054F1057	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	72.20
内用薬	1179054F1065	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	72.20
内用薬	1179054F1073	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	72.20
内用薬	1179054F1081	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「日医工」	日医工	72.20
内用薬	1179054F1090	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	72.20
内用薬	1179054F1103	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠１０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	72.20
内用薬	1179054F2037	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠２０ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	107.60
内用薬	1179054F2045	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠２０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	マイランＥＰＤ	107.60
内用薬	1179054F2053	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	107.60
内用薬	1179054F2061	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠２０ｍｇ「タカタ」	高田製薬	107.60
内用薬	1179054F2070	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	107.60
内用薬	1179054F2088	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠２０ｍｇ「日医工」	日医工	107.60
内用薬	1179054F2096	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	107.60
内用薬	1179054F2100	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラム錠２０ｍｇ「明治」	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａ　ファルマ	107.60
内用薬	1179054F3025	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラムＯＤ錠１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	72.20
内用薬	1179054F3033	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラムＯＤ錠１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	72.20
内用薬	1179054F3041	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	エスシタロプラムＯＤ錠１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	72.20
内用薬	1179054F4021	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラムＯＤ錠２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	107.60
内用薬	1179054F4030	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラムＯＤ錠２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	107.60
内用薬	1179054F4048	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	エスシタロプラムＯＤ錠２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	107.60
内用薬	1190016F1040	ラメルテオン	８ｍｇ１錠	ラメルテオン錠８ｍｇ「ＪＧ」	日本ジェネリック	27.90

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1190016F1059	ラメルテオン	８ｍｇ１錠		ラメルテオン錠８ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	27.90
内用薬	1190016F1067	ラメルテオン	８ｍｇ１錠		ラメルテオン錠８ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	27.90
内用薬	1190016F1075	ラメルテオン	８ｍｇ１錠		ラメルテオン錠８ｍｇ「トーワ」	東和薬品	27.90
内用薬	1190016F1083	ラメルテオン	８ｍｇ１錠		ラメルテオン錠８ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	27.90
内用薬	2139011D1049	トルバプタン	１％１ｇ		トルバプタン顆粒１％「サワイ」	沢井製薬	743.70
内用薬	2139011F3077	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠７．５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	491.60
内用薬	2139011F3085	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠７．５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	491.60
内用薬	2139011F3093	トルバプタン	７．５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠７．５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	491.60
内用薬	2139011F4030	トルバプタン	１５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	747.80
内用薬	2139011F4049	トルバプタン	１５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「ＫＭＰ」	共創未来ファーマ	747.80
内用薬	2139011F4057	トルバプタン	１５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「ＴＥ」	トーアエイヨー	747.80
内用薬	2139011F4065	トルバプタン	１５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「オーツカ」	大塚製薬工場	747.80
内用薬	2139011F4073	トルバプタン	１５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	747.80
内用薬	2139011F4081	トルバプタン	１５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	747.80
内用薬	2139011F4090	トルバプタン	１５ｍｇ１錠		トルバプタンＯＤ錠１５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	747.80
内用薬	2144009F1182	テモカプリル塩酸塩	１ｍｇ１錠	局	テモカプリル塩酸塩錠１ｍｇ「フェルゼン」	ダイト	13.80
内用薬	2149112F1120	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局	バルヒディオ配合錠ＭＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	28.80
内用薬	2149112F2126	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局	バルヒディオ配合錠ＥＸ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	29.40
内用薬	2149113F1086	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局	テルチア配合錠ＡＰ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	31.60
内用薬	2149113F2082	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	局	テルチア配合錠ＢＰ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	45.10
内用薬	2149118F1194	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局	イルアミクス配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	27.00
内用薬	2149118F2190	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局	イルアミクス配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	31.20
内用薬	2189010F2515	プラバスタチンナトリウム	１０ｍｇ１錠	局	プラバスタチンＮａ錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	19.30
内用薬	2316020B1027	ビフィズス菌	１ｇ		ビオフェルミン散剤	ビオフェルミン製薬	6.30
内用薬	2329029M1035	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	26.80
内用薬	2329029M1043	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	26.80

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬 価
内用薬	2329029M1051	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	26.80
内用薬	2329029M1060	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	26.80
内用薬	2329029M1078	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	26.80
内用薬	2329029M1086	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	26.80
内用薬	2329029M1094	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	26.80
内用薬	2329029M1108	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル１０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	26.80
内用薬	2329029M2031	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	46.60
内用薬	2329029M2040	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂	46.60
内用薬	2329029M2058	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	46.60
内用薬	2329029M2066	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	46.60
内用薬	2329029M2074	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	46.60
内用薬	2329029M2082	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	46.60
内用薬	2329029M2090	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「日新」	日新製薬（山形）	46.60
内用薬	2329029M2104	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル		エソメプラゾールカプセル２０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	46.60
内用薬	2399009F1190	メサラジン	２５０ｍｇ１錠	局	メサラジン徐放錠２５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	18.00
内用薬	2399009F2188	メサラジン	５００ｍｇ１錠	局	メサラジン徐放錠５００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	32.60
内用薬	3999031F1051	イグラチモド	２５ｍｇ１錠		イグラチモド錠２５ｍｇ「あゆみ」	あゆみ製薬	56.10
内用薬	3999031F1060	イグラチモド	２５ｍｇ１錠		イグラチモド錠２５ｍｇ「ケミファ」	日本ケミファ	56.10
内用薬	4490025F4200	オロパタジン塩酸塩	５ｍｇ１錠		オロパタジン塩酸塩ＯＤ錠５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	10.50
内用薬	6132013C1171	セフジニル	１００ｍｇ１ｇ	局	セフジニル細粒小児用１０％「ＳＷ」	沢井製薬	47.70
内用薬	6179001F1112	ボリコナゾール	５０ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠５０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	205.80
内用薬	6179001F2119	ボリコナゾール	２００ｍｇ１錠	局	ボリコナゾール錠２００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	655.50
注射薬	2219403A1108	フルマゼニル	０．５ｍｇ５ｍＬ１管		フルマゼニル静注液０．５ｍｇ「ＳＷ」	沢井製薬	1,144
注射薬	3999411G1044	オザグレルナトリウム	２０ｍｇ０．５ｍＬ１筒	局	オザグレルＮａ点滴静注２０ｍｇシリンジ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	343
注射薬	3999411G2040	オザグレルナトリウム	４０ｍｇ１ｍＬ１筒	局	オザグレルＮａ点滴静注４０ｍｇシリンジ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	635
注射薬	3999411G3047	オザグレルナトリウム	８０ｍｇ２ｍＬ１筒	局	オザグレルＮａ点滴静注８０ｍｇシリンジ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	1,358

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	3999438G1035	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	イバンドロン酸静注１ｍｇシリンジ「ＨＫ」	シオノケミカル	1,947
注射薬	3999438G1043	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	イバンドロン酸静注１ｍｇシリンジ「ＶＴＲＳ」	ブリオファーマ	1,947
注射薬	3999438G1051	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	イバンドロン酸静注１ｍｇシリンジ「サワイ」	沢井製薬	1,947
注射薬	3999438G1060	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	イバンドロン酸静注１ｍｇシリンジ「トーワ」	東和薬品	1,947
注射薬	4219405A1041	ベンダムスチン塩酸塩水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ／４ｍＬ「ファイザー」	ファイザー	41,356
注射薬	4219405A2030	ベンダムスチン塩酸塩水和物	２５ｍｇ１ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液２５ｍｇ／１ｍＬ「ファイザー」	ファイザー	12,565
注射薬	6119402D1030	ダプトマイシン	３５０ｍｇ１瓶	ダプトマイシン静注用３５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	4,993
注射薬	6131403D1276	ピペラシリンナトリウム	１ｇ１瓶	局 ピペラシリンＮａ注射用１ｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	338
注射薬	6131403D2272	ピペラシリンナトリウム	２ｇ１瓶	局 ピペラシリンＮａ注射用２ｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	592
外用薬	2655712M1033	ルリコナゾール	１％１ｇ	ルリコナゾール軟膏１％「イワキ」	岩城製薬	18.10
外用薬	2655712N1039	ルリコナゾール	１％１ｇ	ルリコナゾールクリーム１％「イワキ」	岩城製薬	18.10

［別添２］

別紙2　診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
（加算等の算定対象とならない後発医薬品）
※令和4年12月９日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3943001F2361	アロプリノール	５０ｍｇ１錠	局　アロプリノール錠５０ｍｇ「ＶＴＲＳ」	シオノギファーマ	10.10

別紙3　診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和4年12月９日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3112006F1023	エルデカルシトール	０．５μｇ１錠	エディロール錠０．５μｇ	中外製薬	40.30
内用薬	3112006F2020	エルデカルシトール	０．７５μｇ１錠	エディロール錠０．７５μｇ	中外製薬	56.90
注射薬	4291406D5024	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	６０ｍｇ１瓶	ハーセプチン注射用６０	中外製薬	15,028
注射薬	4291406D6020	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	１５０ｍｇ１瓶	ハーセプチン注射用１５０	中外製薬	34,608

別紙3　診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和5年1月１日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1179054F1022	エスシタロプラムシュウ酸塩	１０ｍｇ１錠	レクサプロ錠１０ｍｇ	持田製薬	169.90
内用薬	1179054F2029	エスシタロプラムシュウ酸塩	２０ｍｇ１錠	レクサプロ錠２０ｍｇ	持田製薬	253.30
内用薬	2139011F4022	トルバプタン	１５ｍｇ１錠	サムスカＯＤ錠１５ｍｇ	大塚製薬	1,650.10
内用薬	2329029M1027	エソメプラゾールマグネシウム水和物	１０ｍｇ１カプセル	ネキシウムカプセル１０ｍｇ	アストラゼネカ	57.60
内用薬	2329029M2023	エソメプラゾールマグネシウム水和物	２０ｍｇ１カプセル	ネキシウムカプセル２０ｍｇ	アストラゼネカ	100.00
注射薬	3999438G1027	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１ｍｇ１ｍＬ１筒	ボンビバ静注１ｍｇシリンジ	中外製薬	4,227
注射薬	6119402D1021	ダプトマイシン	３５０ｍｇ１瓶	キュビシン静注用３５０ｍｇ	ＭＳＤ	13,710
外用薬	2655712M1025	ルリコナゾール	１％１ｇ	ルリコン軟膏１％	サンファーマ	36.10
外用薬	2655712N1020	ルリコナゾール	１％１ｇ	ルリコンクリーム１％	サンファーマ	36.10
外用薬	2655712Q1027	ルリコナゾール	１％１ｍＬ	ルリコン液１％	サンファーマ	36.10

（参考１）

薬価基準告示

Ｎｏ			薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	局	アロプリノール錠50mg「ＶＴＲＳ」	アロプリノール	50mg１錠	10.10
2	内用薬		イグラチモド錠25mg「あゆみ」	イグラチモド	25mg１錠	56.10
3	内用薬		イグラチモド錠25mg「ケミファ」	イグラチモド	25mg１錠	56.10
4	内用薬	局	イルアミクス配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	31.20
5	内用薬	局	イルアミクス配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠	27.00
6	内用薬		エスシタロプラムＯＤ錠10mg「サワイ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
7	内用薬		エスシタロプラムＯＤ錠10mg「ＤＳＥＰ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
8	内用薬		エスシタロプラムＯＤ錠10mg「トーワ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
9	内用薬		エスシタロプラムＯＤ錠20mg「サワイ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
10	内用薬		エスシタロプラムＯＤ錠20mg「ＤＳＥＰ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
11	内用薬		エスシタロプラムＯＤ錠20mg「トーワ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
12	内用薬		エスシタロプラム錠10mg「サワイ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
13	内用薬		エスシタロプラム錠10mg「ＪＧ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
14	内用薬		エスシタロプラム錠10mg「タカタ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
15	内用薬		エスシタロプラム錠10mg「トーワ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
16	内用薬		エスシタロプラム錠10mg「日医工」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
17	内用薬		エスシタロプラム錠10mg「ニプロ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
18	内用薬		エスシタロプラム錠10mg「ＶＴＲＳ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
19	内用薬		エスシタロプラム錠10mg「明治」	エスシタロプラムシュウ酸塩	10mg１錠	72.20
20	内用薬		エスシタロプラム錠20mg「サワイ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
21	内用薬		エスシタロプラム錠20mg「ＪＧ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
22	内用薬		エスシタロプラム錠20mg「タカタ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
23	内用薬		エスシタロプラム錠20mg「トーワ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
24	内用薬		エスシタロプラム錠20mg「日医工」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
25	内用薬		エスシタロプラム錠20mg「ニプロ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
26	内用薬		エスシタロプラム錠20mg「ＶＴＲＳ」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
27	内用薬		エスシタロプラム錠20mg「明治」	エスシタロプラムシュウ酸塩	20mg１錠	107.60
28	内用薬		エソメプラゾールカプセル10mg「杏林」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	10mg１カプセル	26.80
29	内用薬		エソメプラゾールカプセル10mg「ケミファ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	10mg１カプセル	26.80
30	内用薬		エソメプラゾールカプセル10mg「サワイ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	10mg１カプセル	26.80
31	内用薬		エソメプラゾールカプセル10mg「ＤＳＥＰ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	10mg１カプセル	26.80
32	内用薬		エソメプラゾールカプセル10mg「トーワ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	10mg１カプセル	26.80
33	内用薬		エソメプラゾールカプセル10mg「日新」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	10mg１カプセル	26.80
34	内用薬		エソメプラゾールカプセル10mg「ニプロ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	10mg１カプセル	26.80
35	内用薬		エソメプラゾールカプセル10mg「ＹＤ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	10mg１カプセル	26.80
36	内用薬		エソメプラゾールカプセル20mg「杏林」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	20mg１カプセル	46.60
37	内用薬		エソメプラゾールカプセル20mg「ケミファ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	20mg１カプセル	46.60
38	内用薬		エソメプラゾールカプセル20mg「サワイ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	20mg１カプセル	46.60
39	内用薬		エソメプラゾールカプセル20mg「ＤＳＥＰ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	20mg１カプセル	46.60
40	内用薬		エソメプラゾールカプセル20mg「トーワ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	20mg１カプセル	46.60
41	内用薬		エソメプラゾールカプセル20mg「日新」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	20mg１カプセル	46.60
42	内用薬		エソメプラゾールカプセル20mg「ニプロ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	20mg１カプセル	46.60
43	内用薬		エソメプラゾールカプセル20mg「ＹＤ」	エソメプラゾールマグネシウム水和物	20mg１カプセル	46.60
44	内用薬	局	エチゾラム錠１mg「ＮＩＧ」	エチゾラム	１mg１錠	9.80

Ｎｏ			薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
45	内用薬		エディロール錠0.5μｇ	エルデカルシトール	0.5μｇ１錠	40.30
46	内用薬		エディロール錠0.75μｇ	エルデカルシトール	0.75μｇ１錠	56.90
47	内用薬		オロパタジン塩酸塩ＯＤ錠5mg「ＮＩＧ」	オロパタジン塩酸塩	5mg１錠	10.50
48	内用薬	局	セファクロル細粒小児用10%「ＳＷ」	セファクロル	100mg１ｇ	44.30
49	内用薬	局	セフジニル細粒小児用10%「ＳＷ」	セフジニル	100mg１ｇ	47.70
50	内用薬		ツートラム錠25mg	トラマドール塩酸塩	25mg１錠	33.30
51	内用薬	局	テモカプリル塩酸塩錠１mg「フェルゼン」	テモカプリル塩酸塩	１mg１錠	13.80
52	内用薬	局	テルチア配合錠ＡＰ「ＮＩＧ」	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	31.60
53	内用薬	局	テルチア配合錠ＢＰ「ＮＩＧ」	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	45.10
54	内用薬		トルバプタンＯＤ錠7.5mg「ＫＭＰ」	トルバプタン	7.5mg１錠	491.60
55	内用薬		トルバプタンＯＤ錠7.5mg「サワイ」	トルバプタン	7.5mg１錠	491.60
56	内用薬		トルバプタンＯＤ錠7.5mg「トーワ」	トルバプタン	7.5mg１錠	491.60
57	内用薬		トルバプタンＯＤ錠15mg「オーツカ」	トルバプタン	15mg１錠	747.80
58	内用薬		トルバプタンＯＤ錠15mg「ＫＭＰ」	トルバプタン	15mg１錠	747.80
59	内用薬		トルバプタンＯＤ錠15mg「サワイ」	トルバプタン	15mg１錠	747.80
60	内用薬		トルバプタンＯＤ錠15mg「ＴＥ」	トルバプタン	15mg１錠	747.80
61	内用薬		トルバプタンＯＤ錠15mg「ＤＳＥＰ」	トルバプタン	15mg１錠	747.80
62	内用薬		トルバプタンＯＤ錠15mg「トーワ」	トルバプタン	15mg１錠	747.80
63	内用薬		トルバプタンＯＤ錠15mg「ニプロ」	トルバプタン	15mg１錠	747.80
64	内用薬		トルバプタン顆粒１%「サワイ」	トルバプタン	１%１ｇ	743.70
65	内用薬	局	バルヒディオ配合錠ＥＸ「ＮＩＧ」	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	29.40
66	内用薬	局	バルヒディオ配合錠MD「ＮＩＧ」	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠	28.80
67	内用薬		バンコマイシン塩酸塩散0.5g「ＮＩＧ」	バンコマイシン塩酸塩	500mg１瓶	909.60
68	内用薬		ビオフェルミン散剤	ビフィズス菌	１ｇ	6.30
69	内用薬	局	プラバスタチンNa錠10mg「ＮＩＧ」	プラバスタチンナトリウム	10mg１錠	19.30
70	内用薬	局	ボリコナゾール錠50mg「ＮＩＧ」	ボリコナゾール	50mg１錠	205.80
71	内用薬	局	ボリコナゾール錠200mg「ＮＩＧ」	ボリコナゾール	200mg１錠	655.50
72	内用薬	局	メサラジン徐放錠250mg「トーワ」	メサラジン	250mg１錠	18.00
73	内用薬	局	メサラジン徐放錠500mg「トーワ」	メサラジン	500mg１錠	32.60
74	内用薬		ラメルテオン錠８mg「杏林」	ラメルテオン	８mg１錠	27.90
75	内用薬		ラメルテオン錠８mg「サワイ」	ラメルテオン	８mg１錠	27.90
76	内用薬		ラメルテオン錠８mg「ＪＧ」	ラメルテオン	８mg１錠	27.90
77	内用薬		ラメルテオン錠８mg「トーワ」	ラメルテオン	８mg１錠	27.90
78	内用薬		ラメルテオン錠８mg「日新」	ラメルテオン	８mg１錠	27.90
79	注射薬		イバンドロン酸静注１mgシリンジ「ＨＫ」	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１mg１mL１筒	1,947
80	注射薬		イバンドロン酸静注１mgシリンジ「サワイ」	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１mg１mL１筒	1,947
81	注射薬		イバンドロン酸静注１mgシリンジ「トーワ」	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１mg１mL１筒	1,947
82	注射薬		イバンドロン酸静注１mgシリンジ「ＶＴＲＳ」	イバンドロン酸ナトリウム水和物	１mg１mL１筒	1,947
83	注射薬	局	オザグレルNa点滴静注20mgシリンジ「ＮＩＧ」	オザグレルナトリウム	20mg0.5mL１筒	343
84	注射薬	局	オザグレルNa点滴静注40mgシリンジ「ＮＩＧ」	オザグレルナトリウム	40mg１mL１筒	635
85	注射薬	局	オザグレルNa点滴静注80mgシリンジ「ＮＩＧ」	オザグレルナトリウム	80mg２mL１筒	1,358
86	注射薬		ダプトマイシン静注用350mg「サワイ」	ダプトマイシン	350mg１瓶	4,993
87	注射薬		ノイトロジン注50μｇ	レノグラスチム（遺伝子組換え）	50μｇ１瓶	2,931
88	注射薬		ノイトロジン注100μｇ	レノグラスチム（遺伝子組換え）	100μｇ１瓶	5,145
89	注射薬		ノイトロジン注250μｇ	レノグラスチム（遺伝子組換え）	250μｇ１瓶	12,465
90	注射薬		ハーセプチン注射用60	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	60mg１瓶	15,028

Ｎｏ			薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
91	注射薬		ハーセプチン注射用150	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	150mg１瓶	34,608
92	注射薬		ビシバニール注射用１ＫＥ	ストレプトコックス・ピオゲネス（Ａ群３型） Ｓｕ株ペニシリン処理凍	１ＫＥ１瓶	6,069
93	注射薬		ビシバニール注射用５ＫＥ	ストレプトコックス・ピオゲネス（Ａ群３型） Ｓｕ株ペニシリン処理凍	５ＫＥ１瓶	13,207
94	注射薬	局	ピペラシリンNa注射用１ｇ「ＮＩＧ」	ピペラシリンナトリウム	１ｇ１瓶	338
95	注射薬	局	ピペラシリンNa注射用２ｇ「ＮＩＧ」	ピペラシリンナトリウム	２ｇ１瓶	592
96	注射薬		フルマゼニル静注液0.5mg「ＳＷ」	フルマゼニル	0.5mg５mL１管	1,144
97	注射薬	麻	ペチロルファン配合注ＨＤ	ペチジン塩酸塩・レバロルファン酒石酸塩	１mL１管	350
98	注射薬	麻	ペチロルファン配合注ＬＤ	ペチジン塩酸塩・レバロルファン酒石酸塩	１mL１管	349
99	注射薬		ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液25mg／１mL「ファイザー」	ベンダムスチン塩酸塩水和物	25mg１mL１瓶	12,565
100	注射薬		ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液100mg／４mL「ファイザー」	ベンダムスチン塩酸塩水和物	100mg４mL１瓶	41,356
101	注射薬		リクラスト点滴静注液５mg	ゾレドロン酸水和物	５mg100mL１袋	36,045
102	外用薬		ルリコナゾールクリーム１％「イワキ」	ルリコナゾール	１％１ｇ	18.10
103	外用薬		ルリコナゾール軟膏１％「イワキ」	ルリコナゾール	１％１ｇ	18.10

（参考２）

掲示事項等告示

別表第２（令和５年３月31日まで）

Ｎｏ			薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	局	アロプリノール錠50mg「ファイザー」	アロプリノール	50mg１錠
2	内用薬	局	イルアミクス配合錠ＨＤ「武田テバ」	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠
3	内用薬	局	イルアミクス配合錠ＬＤ「武田テバ」	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	１錠
4	内用薬	局	エチゾラム錠１mg「武田テバ」	エチゾラム	１mg１錠
5	内用薬		オロパタジン塩酸塩ＯＤ錠５mg「テバ」	オロパタジン塩酸塩	５mg１錠
6	内用薬	局	セファクロル細粒小児用10%「サワイ」	セファクロル	100mg１ｇ
7	内用薬	局	セフジニル細粒小児用10%「サワイ」	セフジニル	100mg１ｇ
8	内用薬	局	テモカプリル塩酸塩錠１mg「タカタ」	テモカプリル塩酸塩	１mg１錠
9	内用薬	局	テルチア配合錠ＡＰ「武田テバ」	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠
10	内用薬	局	テルチア配合錠ＢＰ「武田テバ」	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠
11	内用薬	局	バルヒディオ配合錠ＥＸ「テバ」	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠
12	内用薬	局	バルヒディオ配合錠ＭＤ「テバ」	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	１錠
13	内用薬		バンコマイシン塩酸塩散0.５ｇ「タイヨー」	バンコマイシン塩酸塩	500mg１瓶
14	内用薬	局	プラバスタチンNa錠10mg「テバ」	プラバスタチンナトリウム	10mg１錠
15	内用薬	局	ボリコナゾール錠50mg「武田テバ」	ボリコナゾール	50mg１錠
16	内用薬	局	ボリコナゾール錠200mg「武田テバ」	ボリコナゾール	200mg１錠
17	内用薬	局	メサラジン錠250mg「トーワ」	メサラジン	250mg１錠
18	内用薬	局	メサラジン錠500mg「トーワ」	メサラジン	500mg１錠
19	注射薬	局	オザグレルNa点滴静注20mgシリンジ「武田テバ」	オザグレルナトリウム	20mg0.5mL１筒
20	注射薬	局	オザグレルNa点滴静注40mgシリンジ「武田テバ」	オザグレルナトリウム	40mg１mL１筒
21	注射薬	局	オザグレルNa点滴静注80mgシリンジ「武田テバ」	オザグレルナトリウム	80mg２mL１筒
22	注射薬	麻	弱ペチロルファン注射液	ペチジン塩酸塩・レバロルファン酒石酸塩	１mL１管
23	注射薬	局	ピペラシリンNa注射用１ｇ「テバ」	ピペラシリンナトリウム	１ｇ１瓶
24	注射薬	局	ピペラシリンNa注射用２ｇ「テバ」	ピペラシリンナトリウム	２ｇ１瓶
25	注射薬		フルマゼニル静注液0.5mg「サワイ」	フルマゼニル	0.5mg５mL１管
26	注射薬	麻	ペチロルファン注射液	ペチジン塩酸塩・レバロルファン酒石酸塩	１mL１管

医政産情企発 1208 第５号
令 和 ４ 年 12 月 ８ 日

公益社団法人　日本医師会会長　殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和４年 12 月８日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年３月 10 日医政発第 0310004 号（令和３年６月 25 日医政発 0265 第３号一部改正）。以下「平成 18 年通知」という。）において通知し、「平成 20 年７月４日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年７月４日医政経発 0704002 号）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和４年 12 月８日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。

医政産情企発 1208 第４号
令 和 ４ 年 12 月 ８ 日

日本製薬団体連合会会長　殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和４年 12 月８日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年３月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年７月４日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年７月４日医政経発 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和４年 12 月８日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしくお願いします。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和４年 12 月８日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は２～３日（遠隔地は４日）で、土日を挟んだ場合は２～５日（遠隔地は５～６日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。